

【大規模事故対策編】

第1章 応急活動体制

第1節 市の活動態勢

市は、当該市域に大きな火災又は不測の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

また、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

なお、本編において記載のない項目については、「震災編」の計画を準用する。

第2節 現地連絡調整所の設置

大規模事故により、死傷者が生じた場合、災害現場では、被害を最小限にするため、市や関係機関、地域住民等が、お互いの役割を認識した上で、相互に連携して応急対策活動を実施する必要がある。そのため、災害現場における各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、必要に応じて被災現場近くに現地連絡調整所を設置する。

1. 現地連絡調整所の設置

都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。

なお、市内に大規模事故が発生し、現地連絡調整所が設置される場合には、現地近くの公共施設を提供するとともに、現地調整所に職員を派遣し、都と連携して連絡調整等を実施する。

2. 現地連絡調整所の組織

災害現場における関係機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には、以下のものが考えられる。

- (1) 市
- (2) 都
- (3) 警視庁・警察署
- (4) 東京消防庁・消防署
- (5) 自衛隊
- (6) 医師会
- (7) 日本赤十字社東京都支部
- (8) 事故当事者機関（鉄道事業者等）
- (9) 消防団等

3. 連絡調整事項

現地連絡調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。

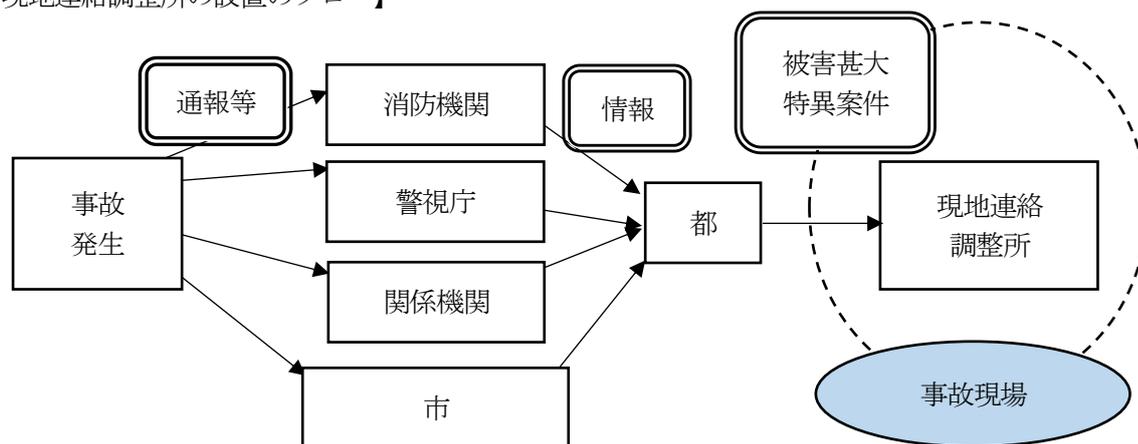
- (1) 被害状況の把握
- (2) 災害現場の状況把握
- (3) 警戒区域の確認
- (4) 各機関の役割分担、分担区域の確認
- (5) 各機関の部隊派遣状況及び見込み
- (6) 被災者が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- (7) 軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
- (8) 重傷者の医療機関への移送に関する調整（ヘリ搬送含む。）
- (9) 遺体の搬送及び安置場所等の調整
- (10) 各機関が発表する広報内容の確認等
- (11) 民間施設等の使用に関する確認
- (12) 臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
- (13) その他各機関が必要とする事項

※TEC-FORCE等は、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に関して、被災地方公共団体等が行う活動に対数支援を実施する。（被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策等）

4. 現地連絡調整所要員

大規模事故により多数の死傷者が生じ、都が現地連絡調整所を設置した場合、市は現地連絡調整所に職員を派遣し、都と連携・協力して連絡調整等を実施する。

【現地連絡調整所の設置のフロー】



第2章 大規模事故時の応急対策

大規模事故が発生した場合、防災機関は、人名救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

第1節 鉄道事故

機関名	内容
JR 東日本	<p>○事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急処置方法 2 情報の伝達方法 3 事故復旧対策本部の設置方法 4 非常招集の方法 5 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法
京王電鉄	<p>○大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている、事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努める。</p> <p>○速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。</p> <p>なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から応急資機（器）材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。</p>

第2節 道路・橋梁・トンネル事故

機関名	内容
市	<p>○所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。</p> <p>○事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。</p> <p>○事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。</p>
都建設局	<p>○都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関への連絡、調整

	<p>2 応急措置の実施</p> <p>3 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施</p>
中日本高速道路	○中日本高速道路株式会社が所管する道路に関する災害が発生又は発生が予想される場合、中日本高速道路株式会社防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。
警視庁・警察署	○事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
東京消防庁・消防署	○事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第3節 ガス事故

機関名	内容
市	<p>○事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。</p> <p>○事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。</p> <p>○事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。</p>
東京ガス	<p>○通報連絡等</p> <p>通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。</p> <p>○非常災害対策組織</p> <p>ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。</p> <p>なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト24では24時間の緊急出動体制を確立している。</p> <p>○事故時の応急措置</p> <p>1 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。</p> <p>(1) 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。</p> <p>(2) ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。</p> <p>(3) 状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給を</p>

	<p>停止する。</p> <p>(4) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。</p> <p>(5) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。</p> <p>2 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。</p> <p>3 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。</p>
警視庁・警察署	<p>○ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。</p> <p>○市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求があったときは避難の指示を行う。</p> <p>○避難区域内への車両の交通規制を行う。</p> <p>○避難路の確保及び避難誘導を行う。</p>
東京消防庁・消防署	<p>○事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。</p>

第4節 危険物施設

1. 石油类等危険物貯蔵施設等

機関名	内容
東京消防庁・消防署	<p>○関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の流出又は爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 3 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

2. 高圧ガス保管施設

機関名	対策内容						
市	<p>○事故時において必要に応じ次の措置を行う。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 市民に対する避難の指示</td> <td style="width: 50%;">4 避難住民の保護</td> </tr> <tr> <td>2 市民の避難誘導</td> <td>5 情報提供</td> </tr> <tr> <td>3 避難所の開設</td> <td>6 関係機関との連絡</td> </tr> </table>	1 市民に対する避難の指示	4 避難住民の保護	2 市民の避難誘導	5 情報提供	3 避難所の開設	6 関係機関との連絡
1 市民に対する避難の指示	4 避難住民の保護						
2 市民の避難誘導	5 情報提供						
3 避難所の開設	6 関係機関との連絡						

警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○市長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○避難区域内への車両の交通規制を行う。
東京消防庁・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ○災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

3. 毒物・劇物取扱施設

機関名	内容
東京消防庁・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

4. 危険物輸送車両

機関名	内容
警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理者に対し、保安施設、応急資機（器）材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ○移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 ○輸送中の車両については、安全な場所に誘導して待避させる。
東京消防庁・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○交通規制等について、関係機関と密接な情報連絡を行う。